

第1章 計画の基本方針

■ 趣旨・性質

- アレルギー疾患対策基本法（第13条）に基づく都道府県計画
- アレルギー疾患を取り巻く現状や課題を、これまでの本県の取組みを踏まえ、本県のアレルギー疾患対策を総合的に推進する。

■ 対象とするアレルギー疾患

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー、その他政令で定めるもの

■ 計画の期間

平成31年度から平成35年度まで（5年間）

（ポイント）
・法や指針で求められている事項に沿い、関係部局でのこれまでのアレルギー疾患対策を集約し、体系化する。
・各ガイドラインや県の個別計画等との整合を図る。
・医療提供体制の整備など、新たな施策に対応する。

第2章 アレルギー疾患の現状と課題

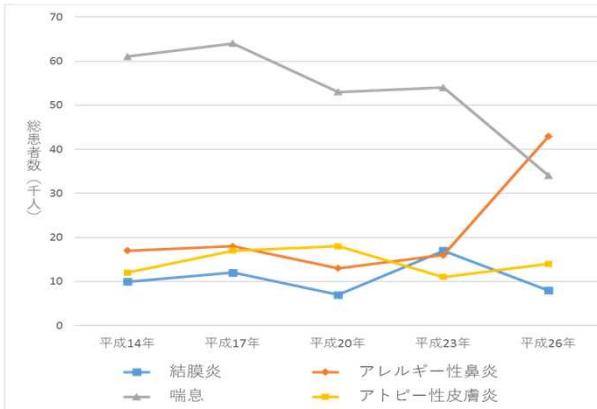
■ アレルギー疾患の状況

● アレルギー疾患の特徴

- ・一度発症すると、複数のアレルギー疾患を合併し、新たなアレルギー疾患を発症し得る（アレルギーマーチ）
- ・発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返す

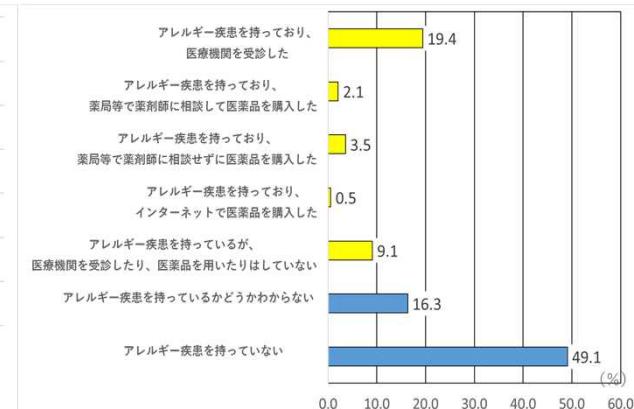
● 患者数 患者調査(厚労省)

- ・国民の約2人に1人で、依然として増加傾向
- ・本県では、「アレルギー性鼻炎」で43千人、「アトピー性皮膚炎」が14千人



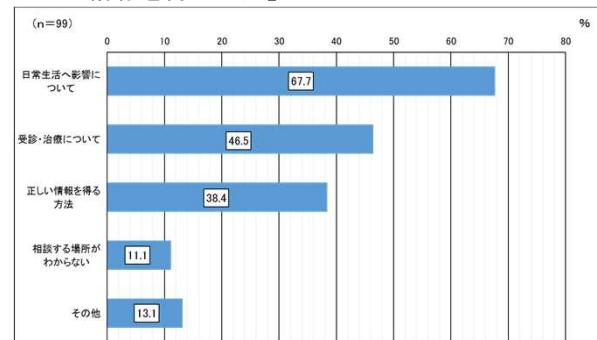
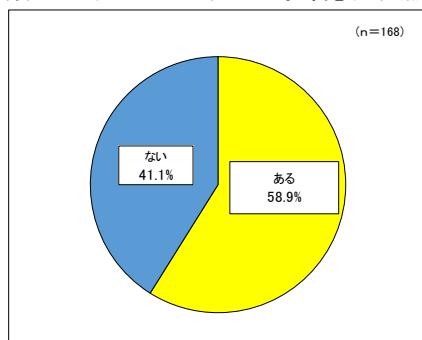
● 受療状況 医療に関する県民意識調査(千葉県)

- ・県民の約35%がアレルギー疾患を有する。
- ・約26%が医療機関受診又は医薬品の購入



● アレルギー疾患に伴う日常生活等への支障 H29第2回インターネットアンケート調査(千葉県)

- ・約60%の方が、自身や家族でアレルギー疾患に関して困りごとがある。
- ・具体的に、「日常生活への影響」、「受診・治療」、「正しい情報を得る方法」について



■ アレルギー疾患に係る取り巻く現状

● 生活環境の影響による発症・重症化予防の必要性

- ・生活する環境（自然環境、住居環境）の管理
- ・アレルゲンの回避ための環境改善

● 適切な情報提供の必要性

- ・インターネット等には膨大な情報があふれ、適切な情報選択が困難
- ・エビデンスに基づかない治療により症状が悪化
- ・長期間の管理が必要となることから、正しい情報を持ち、知識や情報を生かしていく必要性

● 専門的な知識・技能を有する医療従事者の育成の必要性

- ・近年、エビデンスに基づく治療に基づき症状コントロールが可能となっている
- ・診療・管理ガイドラインに則った医療の更なる普及が望まれる
- ・アレルギー専門医の偏在

● アレルギー疾患医療の均てん化の必要性

- ・居住地域に関わらず等しく適切なアレルギー疾患診療を受けられるようにする
- ・アレルギー疾患医療全体の質の向上

● 生活の質の向上ための支援の必要性

- ・しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返す。
- ・休園、休学、休職等を余儀なくされる
- ・学校や職場等で適切な理解や支援が得られず、生活の質を損なうおそれがある
- ・アナフィラキシーショック等、突然症状が増悪することもある

第3章 施策の方向性(基本的施策)

● アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防

知識の普及

- 患者・家族に対するアレルギー疾患に関する適切な情報提供

生活環境の改善

- 大気汚染の防止
- 森林の適正な整備
- 受動喫煙の防止
- アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実
- 室内環境におけるアレルゲン対策

● アレルギー疾患医療を提供する体制の確保

医療機関の整備等

- アレルギー疾患医療拠点病院の整備
- アレルギー疾患診療の連携体制の整備

専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成

- アレルギー疾患医療に携わる専門的知識、技能を有する医師・医療従事者を育成するための研修会の実施

医療機関の情報提供

- アレルギー疾患診療を行う医療機関情報の提供

● アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

アレルギー疾患に関する相談等に携わる職種への研修会等の実施

保育所、学校等におけるアレルギー疾患に対する取り組みの向上

保育所、学校等における緊急時対応の確立

災害時の対応

- 災害時に備えた備蓄等の推進
- 災害時に備えた啓発の推進

● アレルギー疾患に関する調査及び研究

アレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査分析